

受益者等が存しない信託等に係る贈与税額の計算明細書（平成____年分）

この明細書は、相続税法第9条の4第1項又は第2項に規定する受託者が贈与税の申告書を提出する場合に、委託者ごとに作成します。 なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。					受託者の 名称又は氏名 (法人整理番号)		()		
1 委託者									
住所		氏名	(フリガナ)		生年月日		年	月	日
2 信託の明細									
番号	信託の名称		所在地（信託の受託者が2以上である場合は、他の受託者の名称又は氏名も記入してください。）				贈与者の氏名、住所（相続税法第9条の4第2項の規定の適用がある場合に限ります。）		
1									
2									
3									
3 信託に関する権利の明細									
番号	種類	細目	利用区分、 銘柄等	所在場所等	数量	単価	財産の価額	あなたが受託した信託財産に係る外国税額控除額	
					固定資産税 評価額	倍数			
							円	円	
信託に関する権利の価額の合計額等							①	②	
上記信託に対する外国税額 控除前の贈与税額					①の金額から1,100千円を控除した金額(千円未満は切捨てます。)に対し、申告書第一表(控用)の裏面の「贈与税の速算表(平成15年分以降用)」を使って計算した金額		③		
(注) 1 「番号」欄は、記載する資産が属する信託財産の上記「2 信託の明細」の「番号」を記入します。 2 「財産の価額」欄は、当該資産の価額（信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額）を記入します。 3 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に信託に関する権利の明細を記載して添付してください。									
4 贈与税額等の計算									
④ 信託に関する権利の 価額の合計額 (①欄の金額)	⑤ ④欄の金額のうちあなたが受託した信託に関する権利の 価額の合計額	⑥ 贈与税の額 (③×⑤÷④)	⑦ 外国税額控除後の 贈与税額 (⑥－②)	⑧ 控除する法人税等に 相当する額 (⑩欄の金額)	⑨ 差引税額 (⑦－⑧)				
円	円	円	円	円	円				
(注) 1 ⑤欄は、上記3の各信託のうち、あなたが受託した信託財産に属する資産の価額（信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額）の合計額を記入します。 2 ⑧欄は、「5 控除する法人税等に相当する額の計算」により算出した控除する法人税等に相当する額（⑩欄の金額）を記入します。 3 ⑨欄の金額（⑦－⑧）がマイナスとなるときは「0」と記入します。 4 ⑨欄の金額を贈与税の申告書第一表の⑦欄に転記します。なお、この明細書を複数枚作成される場合には、各明細書の⑨欄の合計額を贈与税の申告書第一表の⑦欄に転記します。 5 信託の受託者が1人の場合には、④欄と⑤欄の額は、同じになります。									
5 控除する法人税等に相当する額の計算									
法人税及び事業税等の額の基となる価額の計算					⑭ ⑬の価額に基づく法人税の額				
⑩ あなたが受託した信託に関する権利の 価額の合計額 (⑤欄の金額)	翌期控除事業税等相当額		⑬ 法人税及び事業税等の額の基となる価額 (⑩－⑪－⑫)						
	⑪ ⑩の価額に基づく事業税の額	⑫ ⑩の価額に基づく地方法人特別税の額							
円	円	円	円						
⑮ ⑬の価額に基づく事業税の額	⑯ ⑬の価額に基づく地方法人特別税の額	⑰ ⑭の金額に基づく道府県民税の額	⑱ ⑭の金額に基づく市町村民税の額	⑲ 法人税等に相当する額(⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+復興特別法人税の額)					
円	円	円	円	円					
(注) 1 ⑪欄及び⑮欄は、それぞれ⑩欄及び⑬欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の額」を記入します。 2 ⑫欄及び⑯欄は、それぞれ⑩欄及び⑬欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。 3 ⑭欄は、⑬欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」を記入します。 4 ⑰欄及び⑱欄は、⑭欄の法人税の額を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の額」又は「市町村民税」の額を記入します。									

第一表の付表一（平成24年分以降用）

6 信託財産責任負担債務の額の計算						
① 信託に対する贈与 税額 (表面③欄の金額)		法人税及び事業税等の額の基となる価額の計算				⑥ ⑤の価額に基づく法人税の額
		② 信託に関する権利 の合計額 (表面①欄 の金額)	翌期控除事業税等相当額		⑤ 法人税及び事業税 等の基となる価額 (②－③－④)	
③ ②の価額に基づく 事業税の額	④ ②の価額に基づく 地方法人特別税の額					
円		円	円	円	円	円
⑦ ⑤の価額に基づく事業税の額		⑧ ⑤の価額に基づく地方法人特別税 の額		⑨ ⑥の金額に基づく道府県民税の 額		⑩ ⑥の金額に基づく市町村民税の額
円		円		円		円
⑪ 法人税等に相当する額 (⑥+⑦ +⑧+⑨+⑩+復興特別法人税の額)		⑫ (①－⑪) の金額				
円		円				
番号	⑬ 上記②欄の金額	⑭ ②欄の金額のうちあなたが受託した各信託ごとの 価額の合計額	⑮ (⑫×⑭÷⑬) の金額	⑯ 各信託に関する権利に係る外国税額控除額	⑰ 信託財産責任負担債務の額 (⑮－⑯)	
	円	円	円	円	円	
(注) 1 この欄は、委託者について2以上の受益者等が存しない信託に関する権利に係る贈与税額が相続税法施行令第1条の10第1項及び第2項の規定により一の者の贈与税として計算される場合において、この明細書を提出する受託者が受託した各信託に関する権利に係る信託財産責任負担債務の額を記入します(「信託財産責任負担債務」とは、信託法第2条第9項に規定する信託財産責任負担債務をいいます。) 2 「番号」欄は、記載する信託財産が属する信託の表面「2 信託の明細」欄の番号を記入します。 3 ③欄及び⑦欄は、それぞれ②欄及び⑤欄の価額を受託者の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の額」を記入します。 4 ④欄及び⑧欄は、それぞれ②欄及び⑤欄の価額を受託者の事業年度の所得とみなして地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。 5 ⑥欄は、⑤欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」を記入します。 6 ⑨欄及び⑩欄は、⑥欄の「法人税の額」を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の額」又は「市町村民税の額」を記入します。 7 ⑫欄の金額(①－⑪)がマイナスとなるときは「0」と記入します。 8 ⑭欄は、各信託のうち受託者が贈与税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する、表面「3 信託に関する権利の明細」欄の信託財産に属する資産の価額(信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額)の合計額を記入します。 9 ⑯欄は、各信託のうち受託者が贈与税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する外国税額控除額を記入します。 10 ⑰欄の金額(⑮－⑯)がマイナスとなるときは「0」と記入します。 11 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に信託財産責任負担債務の額の計算を記載して添付してください。						

書 き か た 等

この明細書は、相続税法第9条の4第1項又は第2項に規定する受託者が贈与税の申告書を提出する場合に、委託者ごとに作成します。なお、この明細書は、贈与税の申告書に添付して提出してください。

各欄の記載については、各欄の（注）にしたがって記入してください。また、次の欄は次により記入してください。

- 1 「受託者の名称又は氏名」欄には、受託者の名称又は氏名を記入してください。
- 2 「1 委託者」欄には、委託者の住所、氏名（フリガナ）及び生年月日を記入してください。
- 3 「2 信託の明細」には、この明細書を提出する受託者が委託者から受託した（している）受益者等が存しない信託（相続税法第9条の4第1項又は第2項の規定により贈与により取得したものとみなされる信託に関する権利をいいます。以下同じです。）のほか、この明細書を提出する受託者以外の他の受託者が同一の委託者から同年中に受託した（している）受益者等が存しない信託についても記入してください。

なお、「所在地」欄には、信託の受託をした営業所、事務所その他これらに準ずるものの所在地を記載するとともに、信託の受託者がこの明細書を提出する受託者以外の場合には、その受託者の名称又は氏名も併せて記入してください。

また、「贈与者の氏名、住所」欄には、信託に関する権利について相続税法第9条の4第2項の規定により贈与により取得したとみなされる場合に、贈与をしたとみなされる者（信託に関する権利について、次に受益者等となる者の前の受益者等）の氏名及び住所を記入してください。

- 4 「3 信託に関する権利の明細」には、「2 信託の明細」に記載した受益者等が存しない信託について、信託財産に係る資産の明細を記入してください。

なお、「あなたが受託した信託財産に係る外国税額控除額」欄は、「2 信託の明細」に記載した信託契約に係る信託財産に属する資産を記入した欄のいずれかに、相続税法第21条の8に規定する「在外財産に対する贈与税額の控除」の金額をまとめて記入してください。

- 5 「4 贈与税額等の計算」では、この明細書を提出する受託者が受託した（している）受益者等が存しない信託に係る贈与税の差引税額を計算します。

作成する明細書が1枚の場合には、表面「⑨」欄の金額を贈与税の申告書第一表の「⑦」欄に転記します。

また、この明細書を複数枚作成される場合には、各明細書の表面「⑨」欄の合計額を贈与税の申告書第一表の「⑦」欄に転記します。

- 6 「5 控除する法人税等に相当する額の計算」では、贈与税額から控除する法人税等の相当額を計算します。

「⑩」欄の「復興特別法人税の額」は、贈与があった日の属する事業年度が東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第45条に規定する課税事業年度（同条第3項の規定により課税事業年度とみなされる事業年度を除きます。）である場合に、「⑭」欄の金額を同法第44条に規定する基準法人税額とみなして同法第47条及び第48条の規定を適用して計算します。

- 7 「6 信託財産責任負担債務の額の計算」では、贈与税額が相続税法施行令第1条の10第1項及び第2項の規定により一の者の贈与税として計算される場合において、この明細書を提出する受託者が受託した各信託に係る信託財産責任負担債務の額を計算します。

「⑪」欄の「復興特別法人税の額」は、贈与があった日の属する事業年度が東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第45条に規定する課税事業年度（同条第3項の規定により課税事業年度とみなされる事業年度を除きます。）である場合に、「⑥」欄の金額を同法第44条に規定する基準法人税額とみなして同法第47条及び第48条の規定を適用して計算します。